

南岳慧思の『立誓願文』
——「自著年譜」の真偽について——

山野俊郎

中国仏教における正像末三時説の成立という課題を考える時、從来から、南岳慧思（五一五—五七五）の『立誓願文』が重要な意義をもつ書物として取り上げられ、慧思は中國で初めて末法説を明確に表現した仏教者と見なされてきた。しかるに、一方では、『立誓願文』の偽撰説も盛んに唱えられている。本書は大きく、三時説を述べる部分、慧思の半生を綴った自叙伝の部分（＝「自著年譜」と称される）、及び願文の部分の三段に分けることができる。このうち、とくに正像末三時説の部分について、それが後世に作成され、『立誓願文』のオリジナルなテキストに附加されたものであると見なし、慧思に末法説があつたことを否定しようとする意見も、しばしば提起されている。一方、自著年譜の部分は真撰と見なされ、慧思の伝記資料として無批判に利用されるのが通例であった。自著年譜には、慧思が惡比丘や惡論師たちから、たびたび深刻な迫害を受けたことが記されるが、そのような自著年譜に見られる度重なる受難の記事が、慧思が末法説を抱くに至つた要因の一つとして、從来、しばしば引き合いに出されてきたのである。しかし、自著年譜のそのような取り扱いについて、何の問題も含まれていないのであろうか。慧思における末法説受容の問題を考えるためにあたって、まず、自著年譜の真偽について確めておきたい。

道宣の『続高僧伝』卷十七に「陳南岳衡山釈慧思伝」を収める。彼が『続高僧伝』の最初の稿を終えたのは唐貞觀十九年（六四五）であり、慧思没後およそ七十年のことである。道宣は慧思の伝記をまとめるにあたつて、どのような資料を利用したのであろうか。『続高僧伝』以前に作成されたと伝えられる慧思の伝記関係の資料として、①慧思撰『立誓願文』（自著年譜）、②智顥撰『南岳慧思禪師伝』（現存せず）、③灌頂撰『隋天台智者大師別伝』、④晋王広が智顥の依頼を受けて製作した慧思の碑文（現存せず）、などを挙げることができる。このうち、②『南岳思禪師伝』は現存しないが、道宣は『大唐內典錄』卷六において、智顥の著述を列挙する中で此の書名を記している。また、③『隋天台智者大師別伝』にも慧思の伝記関係の記述が少し含まれるが、そこに『立誓願文』の自著年譜の直接的な影響は見出せない。④については、灌頂が編纂した『國清百錄』卷三所収の「遺書・晋王に与う」第六十五や同卷二所収の「王（＝晋王広）、朝に入り遣使して參ずる書」第四十三などの書簡に、慧思碑文の作成の事情がうかがわれる。

以上の伝記資料のうち、道宣は『続高僧伝』卷十七所収の慧思伝をまとめるに当つて、智顥撰『南岳思禪師伝』を第一の資料として利用したと推定され、また、その他に④の碑文などを参照したものと思われる。もし現行の自著年譜がもともと、オリジナルな『立誓願文』のテキストに記されていたとするならば、智顥は『南岳思禪師伝』を著すにあたつて、必ずや、師慧思の自撰記記述は、慧思『立誓願文』自著年譜→智顥『南岳思禪師伝』→道宣『続高僧伝』慧思伝、と受け継がれていたはずである。

このように考へるならば、道宣が著わした慧思伝の中には、自著年譜の影響が明瞭に現われてくるはずである。しかるに、その内容を検討してみると、そこには自著年譜が参考された形跡は見出せないようと思われる。もし道宣が自著年譜を間接的にでも参照しえたならば、彼が著わした慧思伝は更に詳細な記述を伴なつたものとなつたはずである。このような事実から、慧思のオリジナルな『立誓願文』には現行の自著年譜は含まれていなかつたことが推測されるのである。

次に、『統高僧伝』以降、宋代の『仏祖統紀』に至るまでの、慧思の伝記を収める資料として、(6)慧詳撰『弘贊法華伝』卷四、(7)僧詳撰『法華伝記』卷三、(8)荊溪湛然撰『止觀輔行伝弘決』卷一之一、(9)道原撰『景德伝灯錄』卷二十七、(10)王衡撰『天台九祖伝』、(11)志磐撰『仏祖統紀』卷六、などが挙げられる。このうち、(6)～(10)について各々の内容を検討してみると、それらの記述は多くの『統高僧伝』卷十七所収の慧思伝を踏まえたものであり、そこに現行の自著年譜の影響は見出せない。また、(8)について言えば、湛然は『止觀輔行伝弘決』卷七之四において、『摩訶止觀』卷七の「著願文云、択択択」の文に対し、「願文（＝立誓願文）

を著わすとは、其の「願」文、現に行わる」と注している。すなわち、湛然は慧思の『立誓願文』を見ていたに相違ないのであるが、それにもかかわらず、彼が記す慧思伝には自著年譜の影響はない、それらしいのである。かかるに、(11)『仏祖統紀』に至るや、その卷六に収録される慧思伝においては自著年譜が全面的に採用されてくるのであり、實際、著者志磐はその伝記記事が依拠した資料として、「南岳願文」の名前を明記している。

以上から、慧思が金字の經典を書写した折に著わしたオリジナルな『立誓願文』には、金字經典書写を發願するに至った経緯などを述べる簡略な造詣縁起は記されていたかも知れないが、現行の『立誓願文』にあるような自著年譜は含まれていなかつたと考えざるを得ない。自著年譜の部分はかなり後世に、遅くとも『仏祖統紀』が撰述される頃までに、作成され、オリジナルな『立誓願文』のテキストに附加されたものと思われる。今その間の事情を明らかにすることはできないが、自著年譜作成の背景には、慧思を、正法が障礙される困難な時代を生きた護法の菩薩として描き出そうとする時代的な要請があつたものと推察される。